

平成19年5月31日
建築指導課
担当 耐震改修促進係
内線 3412

既存木造住宅精密耐震診断及び耐震改修工事の補助事業を実施します

1. 目的

平成15年に東南海・南海地震への防災対策が必要な地域として県内全市町村が指定されました。また、阪神・淡路大震災では、昭和56年以前の旧建築基準法で建築された、木造住宅に大きな被害が発生しました。そこで、耐震改修の意識と安全性の向上を目指し、精密耐震診断と耐震改修工事の費用の一部を補助します。

2. 対象住宅

昭和56年5月31日以前に建築され、専用住宅又は併用住宅として使用されている在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法等の3階建て以下の住宅。(丸太組構法、旧建築基準法第38条認定の住宅及びプレハブ工法の住宅は除く)

3. 補助金額

精密耐震診断 耐震診断に要した費用(千円/m²限度)に3分の2をかけた額とし、76,000円を上限とします。

耐震改修工事 建物全体の構造評定を1.0以上にする耐震改修工事に要した費用に3分の1をかけた額とし、30万円を上限とします。

4. 募集件数 各10件

5. 申し込み

建築指導課又は各出張所・行政センターに備え付け申し込み用紙に必要な書類を添えて精密耐震診断は平成19年6月4日から6月22日、耐震改修工事平成19年6月4日から7月20日、郵送の場合は締切日に必着。申し込み多数の場合は公開にて抽選を行います。